

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

稲沢市

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）で、7月1日現在において、かい廃等が行われていないかどうか確認する。

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認又は農業共済組合から提供された情報

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第四課から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

営農計画書に基づき、1枚の水田において混作等が行われる場合には、その作付けされた作物のいずれもが助成金の交付対象となったときに限り、助成金が交付される。この場合、助成金の額は、混作された対象作物のうち最も高い額の助成金額を助成する。（この交付対象面積については、その作物の栽培面積とする。）

また、同一水田で複数回対象作物を作付け場合は、助成金の額は、対象作物のうち最も高い額の助成金額を助成する。

また、加算助成については、基本助成要件及び加算助成要件ともに満たすとき交付する。

(6) その他の共通事項

連担とは、一筆一筆の田が、接しており（線上）、田と田の間に道や用水が有る場合は大型機械の往来に支障のない限り道や用水がないものとみなす。

ただし、点で接している（角のみが接している）ときは連担していないとみなす。

また、異なる点としては、従前の施策で転換畑(5, N)については、同一の作物であれば連担を構成でき分断しないものとし、(面積は加算しない。)それ自体は交付金の対象とはならない。

さらに、集荷円滑化対策未加入者について、連担は形成できるが、交付金の対象者とはならないものとする。(面積加算はしない。)

なお、従前の施策の団地面積規模の要件は、適用しない事とする。

出作田の確認方法(協議会をまたがって耕作している者の取扱い)

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田を助成対象から除外するものとする。

また、協議会内で地区をまたぐ場合、祖父江・平和・稲沢地区のそれぞれの担当に確認を依頼する。

交付対象者

・生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。

・地権者に交付する。(土地所有者)(ただし、農地流動化助成については、除く。)

・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象者となり得る。

・集荷円滑化対策の拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

交付単価は、小数点以下の端数は切り捨てる。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業  
 (1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		14,806,000	14,806,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	260,000		0		260,000	-
	担い手集積加算	37,000			0		37,000
計		15,103,000	14,806,000	0	0	260,000	37,000

<記入上の注意>

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

## (2) 用途ごとの活用計画

(単位: ha、千円、円 / 10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
7D3	協議会運営費	-	306	-	-		306	-	4~3月	謝金 75千円 旅費 10千円 事務等経費 221千円	
421	高品質化助成(特別栽培米助成)	25.0	1,500	-	-		1,500	6,000	3月	稲沢市全域特別栽培米	
311	転作作物助成(稲沢基本助成)	5.0	500	-	-		500	10,000	3月	稲沢・明治・千代田・大里地区一般作物又は特例作物	
311		2.5	1,000	-	-		1,000	40,000	3月	稲沢・明治・千代田・大里地区景観作物	
433	農地流動化助成(稲沢集落営農育成)	10.0	100	-	-		100	10,000円/1組合	3月	稲沢・明治・千代田・大里地区集落営農育成	
311	転作作物助成(祖父江生産調整均等助成)	40.0	4,000	-	-		4,000	10,000	3月	祖父江地区一般作物・特例作物・永年作物・調整水田及び自己保全管理	
311	転作作物助成(祖父江加算助成)	26.5	5,300	-	-		5,300	20,000	3月	祖父江地区団地・集積加算	
311	転作作物助成(平和基本助成)	1.5	600	-	-		600	40,000	3月	平和地区いちご栽培助成	
311		1.0	300	-	-		300	30,000	3月	平和地区花木栽培助成	
283	販売促進活動助成(地元産米の消費拡大・販売助成)	-	1,000	-	-		1,000	-	3月	○地元産米の消費拡大や地元産米販売強化を図る活動を行う農業関係団体や農産物加工組織等に対し協議会が必要と認めた経費を助成する。	
311	高品質化助成(稲沢資源循環型農業振興助成)	0.8	200	-	-		200	25,000	3月	稲沢・明治・千代田・大里地区資源循環型作物	
-	米価下落等の補てん(基本部分)	43.3	-			260	260	600	3月	-	
-	米価下落等の補てん(当年度分)	3.7	-				37	1,000	3月	-	
-	米価下落等の補てん(前年度分)	-	-				-	-	-	-	
-	担い手集積加算	-	-				-	-	-	-	
	計	-	14,806	-	-	260	37	15,103	-	-	

&lt;記入上の注意&gt;

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業および産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 〔支出の項目〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金</li> <li>・旅費</li> <li>・事務等経費</li> </ul> <p>なお、上記の使途において、協議会の運営を行うのに必要な経費のみを助成するものとする。</p>
効 果	推進会議運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な会議運営の執行が図られる。
助成要件 〔支出の対象〕	<p>謝金：推進協議会会員に対する謝金及び講演会等の講師謝礼（謝礼品等）</p> <p>旅費：県会議の出席に係る旅費（電車代等）</p> <p>事務費等経費： 会 議 費 - 地域協議会開催に係る会議費(食事・お茶代等)</p> <p style="padding-left: 2em;">通信運搬費-郵送代（切手等）</p> <p style="padding-left: 2em;">消 耗 品 費 -(事務・会議用品等)</p> <p style="padding-left: 2em;">雑 役 務 費 -(振込手数料等)</p>
確認方法	<p>謝金：納品書、領収書、出席者名簿</p> <p>旅費：旅行命令書、復命書</p> <p>事務費等経費： 会 議 費 - 見積書、納品書、領収書</p> <p style="padding-left: 2em;">通信運搬費 - 領収書</p> <p style="padding-left: 2em;">消 耗 品 費 - 納品書、領収書</p> <p style="padding-left: 2em;">雑 役 務 費 - 振込金（手数料）受付・受取書</p>
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	<p>謝金： 5,000円×15人 = 75,000円</p> <p>旅費：県会議 1,000円×2人×5回= 10,000円</p> <p>事務費等経費： <b>会議費</b> コーヒー 220円×35人×2回= 15,400円</p> <p style="padding-left: 2em;">食事 1,500円×35人×2回= 105,000円</p> <p style="padding-left: 2em;"><b>通信運搬費</b> 80円×100人 = 8,000円</p> <p style="padding-left: 2em;"><b>消耗品</b> 88,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">鉛筆、色鉛筆等 (5,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">フィルム、現像関係 (5,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">コピー用紙 (17,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">A4シール (6,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">住宅地図 (20,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">水田台帳整備費 (20,000)</p> <p style="padding-left: 2em;">ガソリン (15,000)</p> <p><b>雑役務費</b> 振替振込手数料 4,600円</p>
単価調整の方法	【当初計画より実績が増加した場合】 構成団体の協力により不足分を補う。

助成金の使途の名称	高品質化助成（特別栽培米助成（稲沢市全域））
使途の分類 （記号番号）	4 2 1
具体的内容 [支出の項目]	食の安全・安心に消費者の関心が集まる中、売れる米づくりのため、減農薬や有機肥料栽培によるおいしく、健康によい米生産を進め、通常栽培との減収に対し助成する。
効 果	今後ますます売れる米と売れない米の2極化が進むため、売れる米の生産を進め、消費拡大を図り、過剰米の発生及び在庫量減に資する。 従来米では、価格低下を招いているため、担い手の経営を圧迫している。このため、収量が少ないが、価格が安定する特別栽培米の栽培により、農業所得の安定化に資する。
助 成 要 件 [支出の対象]	対象米の品種 ・ あいちのかおり、コシヒカリ、はつしも 栽培管理の充実 ・ 作付け計画書作成すること ・ 農協の特別栽培米栽培指針に基づいて栽培されていること ・ 栽培日誌が記帳されていること ・ 農協共同乾燥施設を利用すること 交付対象者 ・ 「1 共通事項(6)」による。  規模要件 30a以上の連担団地を構成していること。
確 認 方 法	栽培管理等確認 提出された作付け計画書及び栽培日誌により農協の特別栽培米栽培指針に基づいて栽培されているか、また農協共同乾燥施設を利用しているか。 （確認日11月1日～11月末） 現地見回り（確認日7月1日～7月末） 規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。 出作田については、「1 共通事項(6)」による。 ○減収分の確認 1月までに農協から提供された特別栽培米の単収と農業共済組合から提供された単収の差を比較し、減収分を判定する。（慣行栽培に比べて減収している場合にのみ助成）
助 成 水 準 [積算根拠] （助成額の算定方法）	6,000円/10a（但し、減収分の範囲内とする。）
単価調整の方法	【当初計画より実績が増加した場合】 対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 1,500千円 / 交付申請額 × 6千円

助成金の使途の名称	転作作物助成（稲沢基本助成（稲沢・明治・千代田・大里地区））
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	生産調整推進と水田の有効利用のため、田にフキ・枝豆・苗木・植木・キャベツ・コスモス・れんげ・菜の花・バラ(平成16年以降に植え付けられたものに限る)を栽培したとき、一定規模以上の面積に作付けを行った農業者及び営農組合に対し、その作付け面積に応じ定額助成を行う。
効 果	<p>転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>景観形成作物の栽培により米の生産調整の推進に資する。</p> <p>また、農村風景の維持や景観づくりに資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で生産することを要件とすることにより、水田農業ビジョンに掲げた水田の利用集積の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>ひいては、水稻以外の生産の質的向上にも資する。具体的には、過剰米部分が、転作され、米以外の作物が作られるようになり、米以外の作物の産地化が進む。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>対象地区：稲沢・明治・千代田・大里地区</p> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作物：苗木・植木</li> <li>・特例作物：フキ・枝豆・キャベツ</li> <li>・景観形成作物：コスモス・れんげ・菜の花・バラ</li> </ul> <p>通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産確定数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。</p> <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 共通事項(6)」による。</li> <li>・景観形成助成については、3名以上で構成された団体で、その構成員の全ての者が助成対象と成り得る資格を有していること。</li> </ul> <p>助成水田の要件</p> <p>国が定めた助成水田</p> <p>規模要件</p> <p>30a以上の連担団地を構成していること。</p> <p>出作田については、対象とする。</p> <p>この助成に稲沢資源循環型農業振興助成（稲沢・明治・千代田・大里地区）を上乗せして助成をできるものとする。</p>

<p>確認方法</p>	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認。        現地見回り（確認日7月1日～8月末）        ただし、レンゲ、菜の花については、10月から2月にも栽培されているか確認する。        景観形成助成団体については、一括経理されており、代表者及び構成員名簿により確認する。        規模要件        実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。        出作田については、「1 共通事項(6)」による。        過去の水田台帳、生産調整実績についても確認のこと。（バラの平成16年以降に植え付けられたことの確認のため。）</p>				
<p>助成水準        （助成額の算定方法）        [積算根拠]</p>	<table border="0"> <tr> <td>一般作物・特例作物を栽培したとき</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物</td> <td>40,000円/10a</td> </tr> </table>	一般作物・特例作物を栽培したとき	10,000円/10a	景観形成作物	40,000円/10a
一般作物・特例作物を栽培したとき	10,000円/10a				
景観形成作物	40,000円/10a				
<p>単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】        対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 500千円 / 交付申請額 × 10千円        調整後の助成単価 = 1,000千円 / 交付申請額 × 40千円</p>				

助成金の使途の名称	農地流動化助成（稲沢集落営農育成（稲沢・明治・千代田・大里地区））
使途の分類 （記号番号）	4 3 3
具体的内容 [支出の項目]	農業生産組合（以下組合という。）が中心となり、一団を担い手に集積したとき、その活動に対し、定額を助成する。 ただし、組合とは「稲沢市農業生産組合長設置要綱」による組合をいう。
効 果	地域の農業生産の中心となる担い手に水田を集約することにより、高効率な生産の推進に資する。 耕作放棄地の適正管理に資する。 効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助 成 要 件 [支出の対象]	対象地区：稲沢・明治・千代田・大里地区 交付対象者 下記のいずれかを満たす者 ・稲沢市の稲沢市農業生産組合長設置要綱に規定する稲沢市農業生産組合 ・「1 共通事項(6)」による。 規模要件 連担した水田を50a以上まとめ、5年以上の賃貸借や使用貸借また、作業受委託契約がなされていること。 稲沢市水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている担い手に管理を委託した年に1回のみ助成する。
確 認 方 法	規模要件 水田が50a以上まとまっているかは実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。 5年以上の賃貸借や使用貸借また作業受委託契約の確認。基盤強化促進法による利用権設定または委託契約書により確認する。 なお、当該契約が解除された場合は、速やかに地域協議会へ助成金を返還するものとする。 担い手農家の確認は、水田ビジョンの担い手農家一覧表で確認する。 組合は稲沢市農業生産組合長設置要綱との照合
助 成 水 準 （助成額の算定方法） [積算根拠]	1組合 10,000円
単価調整の方法	【当初計画より実績が増加した場合】 対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 100千円 / 交付申請額 × 10千円



助成金の使途の名称	転作作物助成（祖父江生産調整均等助成（祖父江地区））
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	生産調整推進の為、一般作物・特例作物・永年性作物を栽培もしくは、自己保全管理・調整水田にて管理した時、個人又は、生産集団に助成する。
効 果	<p>転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>麦や大豆の作付け等に助成することにより従来の生産調整の施策と歩調を合わせることができる。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で生産することを要件とすることにより、水田農業ビジョンに掲げた水田の利用集積の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>水田で麦・大豆や一般作物の生産を奨励することにより、水田を活用した産地づくりが図れる。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>対象地区：祖父江地区</p> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作物 麦・大豆</li> <li>・一般作物 飼料作物</li> <li>・一般作物 その他(花き、種苗類、地力増進作物等)</li> <li>・特例作物 (野菜等)</li> <li>・永年性作物(果樹等、転換畑、施設園芸用施設用地等)</li> <li>・調整水田及び自己保全管理</li> </ul> <p>通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理を行われているものとする。対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産確定数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている農業者等（土地所有者等（合法的に使用収益権を持つ者））又は全作業委託等により対象作物の作付けに係る作業を実施してもらっている土地の権利者。（土地所有者（農業経営者））永年性作物については、H14以降のもので、H16からH18に交付金を助成したものを対象とする。</p> <p>田の形態で現況を維持していること。</p> <p>交付対象者 「1 共通事項(6)」による。</p> <p>助成水田の要件 国が定めた助成水田</p>

<p>確認方法</p>	<p>現地確認日：6月1日から7月末とし、この日に現地の作付状況を確認する。          なお、確認できなかった作物については、10月中に確認する事。          但し、特例作物にあつては、2月と12月に確認の事。          上記の時期に確認できない地力増進作物等にあつては、5月を確認時期とする。</p> <p>水稲以外である事の確認：作付の状況（田の形態であること）を現地確認する。          また、通常の収穫、肥培管理がされている事を確認する。</p> <p>不作付けの確認：水稲作付けが行われていない事を7月1日に現地確認する。          出作田：「1 共通事項(6)」による。          作付面積：実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p>
<p>助成水準          (助成額の算定方法)          [積算根拠]</p>	<p>地権者に対して一律に、10,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】          対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 4,000千円 / 交付申請額 × 10千円</p>

助成金の使途の名称	転作作物助成（祖父江加算助成（団地化助成・集積化助成）（祖父江地区））
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	一般作物・特例作物において、1作物1haを連坦（団地化）もしくは、1人の農業者（オペレーター等）に集積（集積化）した場合、作付面積に応じてその土地の所有者に助成。
効 果	団地化・集積化が進み、生産調整の効率化が上がる。 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積という目標について、集積加算するというのは有益である。 水田で麦・大豆や一般作物の生産を奨励することにより、水田を活用した産地づくりが図れる
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>対象地区：祖父江地区 生産調整均等助成の対象者であること 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作物 麦・大豆</li> <li>・一般作物 飼料作物</li> <li>・一般作物 その他(花き、種苗類、地力増進作物等)</li> <li>・特例作物 (野菜等)</li> </ul> <p>規模要件 対象作目の作付け水田が1ha以上の連坦団地を形成していること、もしくは、オペレーターに集積されていること。 ただし、転換畑については、同一の作物であれば連坦を構成でき分断しないものとし、(面積加算しない。)それ自体は交付金の対象とはならない。 また、集荷円滑化対策未加入者について、連坦は構成できるが、交付金の対象者とはならない。(面積加算はしない。)</p> <p>通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理を行われているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている農業者等（土地所有者等（合法的に使用収益権を持つ者））又は全作業委託等により対象作物の作付けに係る作業を実施してもらっている土地の権利者。（土地所有者（農業経営者））</li> </ul> <p>(団地)：農業者(地権者)が、1作物1ha以上連担していること。 (集積)：担い手(全作業受託者)が、1作物1ha以上集積化する。(連担不要)</p>

<p>確認方法</p>	<p>現地確認日：7月1日から7月末とし、この日に現地の作付状況を確認する。なお、確認できなかった作物については、10月中に確認する事。</p> <p>加算部分（団地・集積）：現地にて作付状況確認（1作物である事を現地にて確認。） 団地・土地利用集積ともに1ha以上ある事を確認。</p> <p>連担要件の確認：ほ場位置図を作成し、1ha以上連担している事を確認。</p> <p>不作付けの確認：水稻作付けが行われていない事を7月1日に現地確認する。</p> <p>出作田：「1 共通事項(6)」による。 作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法) [積算根拠]</p>	<p>・団地または、土地利用集積に協力した地権者に加算（団地と土地利用集積の助成は、併用不可です。基本助成と加算助成は、併用可能） 20,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】 対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 5,300千円 / 交付申請額 × 20千円</p>

助成金の使途の名称	転作作物助成（平和基本助成（平和地区））	
使途の分類 （記号番号）	3 1 1	
具体的内容 [支出の項目]	生産調整推進と水田の有効利用のため、いちご又は花木を栽培したとき、一定規模以上の面積に作付けを行った農業者に対し、その作付け面積に応じ定額助成を行う。	
効 果	<p>転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>水田にいちご及び花木の栽培により米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で生産することを要件とすることにより、水田農業ビジョンに掲げた目標達成に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>	
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>対象地区：平和地区</p> <p>対象作物</p> <p>・いちご、花木（平成16年以降に植え付けられたものに限る。）、種苗</p> <p>通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産確定数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。</p> <p>交付対象者</p> <p>「1 共通事項(6)」による。</p> <p>助成水田の要件</p> <p>国が定めた助成水田</p> <p>規模要件</p> <p>15a以上の連担団地を構成していること。</p> <p>出作田については、対象とする。</p>	
確 認 方 法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認。</p> <p>現地見回り（確認日7月1日～7月末（花木・種苗）及び11月初旬（いちごのみ））</p> <p>規模要件</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。</p> <p>出作田については、「1 共通事項(6)」による。</p> <p>不作付けの確認：水稻作付けが行われていない事を7月1日に現地確認する。（水稻共済にて確認できなかった時）</p> <p>花木が16年以降に植え付けられたものの確認</p> <p>過去の水田台帳、生産調整実績</p>	
助 成 水 準 （助成額の算定方法） [積算根拠]	いちごを栽培したとき	40,000円/10a
	花木、種苗を栽培したとき	30,000円/10a
単価調整の方法	<p>【当初計画より実績が増加した場合】</p> <p>対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 600千円 / 交付申請額 × 40千円</p> <p>調整後の助成単価 = 300千円 / 交付申請額 × 30千円</p>	

助成金の使途の名称	販売促進活動助成（地元産米の消費拡大・販売助成）
使途の分類 （記号番号）	283
具体的内容 [支出の項目]	稲沢市水田農業ビジョンに掲げた「水田農業推進改革の推進」及び「農業経営等に資する」の目的を達成するため、地元産米の「売れる米づくり」を推進し地元産米の知名度を上げ販売及び消費拡大に力を入れ、地元産米の消費拡大や地元産米の販売強化を図る活動に助成する。
効 果	地元産米の消費拡大を通して、消費者及び地域農業者に地産地消の良さ・重要性と地元産米のおいしさが理解されることにより担い手へ農地集積、ひいては水稻生産の質的向上にも資する。具体的には、米のブランド化がはかられ、それにより、売れる米となり、米の産地化が進む。
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>地元産米の消費拡大や地元産米販売強化を図る活動を行う農業関係団体や農産物加工組織等に対し協議会が必要と認められた経費を助成する。</p> <p>交付対象者（交付団体要件）</p> <p>地元産米の消費拡大や地元産米販売強化を図る活動を行う農業関係団体や農産物加工組織</p> <p>消費拡大及び販売促進対象作物等</p> <p>良質米（特別栽培米）</p> <p>対象経費（経費は実費の範囲内とする。）</p> <p>地元産米の特色推進経費（販売活動においての）</p> <p>イベントに要する経費（販売活動においての）</p> <p>販売促進のため広報活動等経費</p> <p>地産地消経費</p> <p>印刷製本費、役務費、消耗品費は、上記、の要件を満たすもので、事務等経費のものとする。</p> <p>印刷製本費：推進資料等印刷費</p> <p>消耗品費：推進活動に係る消耗品</p> <p>役務費：推進チラシ折込料、推進活動ビデオ制作料</p> <p>地産地消経費：地産地消の推進に関する経費</p> <p>協議会へ申請期間</p> <p>6月末までに事業計画・収支予算書を提出すること。</p>
確 認 方 法	<p>交付対象者の確認</p> <p>団体、組織等の規約等の写し</p> <p>取組内容の確認</p> <p>計画書、実績報告書、収支報告書、写真等</p> <p>対象経費の確認</p> <p>納品書、請求書、収支報告書、契約書等</p>
助成水準 [積算根拠] （助成額の算定方法）	<p>上限 1,000,000 円</p> <p>実績報告書を検討し、当協議会の目的に合った事業であった場合、予算の範囲において助成する。</p>
単価調整の方法	<p>【当初計画より実績が増加した場合】</p> <p>複数の団体の助成金額の合計が予算を超える場合は、予算額をそれぞれ事業の実績額で按分して助成する。</p>

助成金の使途の名称	高品質化助成（稲沢資源循環型農業振興助成（稲沢・明治・千代田・大里地区））
使途の分類 （記号番号）	311
具体的内容 [支出の項目]	<p>水田農業の重要な柱として米・麦・大豆を位置付け、推進を図っているが、一方、市街化区域の水田では農地の遊休化が進み、地域環境、農村景観に支障をきたしている。</p> <p>地域の豊かな自然・社会環境を将来の世代に引き継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効活用を図るとともに、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効利用を推進し、持続可能な社会を形成することを目的として次の事業を実施する。</p> <p>遊休農地に「菜の花」を栽培することで遊休農地の減少を図り、地域水田農業を推進するとともに農村景観を維持する。開花後、収穫し、菜種を採取し、食用油として活用する。</p>
効 果	<p>米の生産調整を実施する水田に麦・大豆等の作物を作付けするよう誘導しているが、特にほ場条件の悪い場所でも生産調整を行う必要がある。このため、こうした水田でも生産調整に意欲的に取り組めるよう、水田の有効活用に着眼した菜の花の栽培を行い、遊休農地の発生を防ぐとともに農村環境の保持に資する。</p> <p>さらに、なたねを収穫・搾取して「菜種油」として活用でき、資源の有効利用が図られる。</p> <p>また、ひいては、たくさんある遊休農地が、どんどん耕作されていけば、農業振興と観光振興が図れ、産地化が進んでいく。</p>

<p>助成の要件</p>	<p>対象地区：稲沢・明治・千代田・大里地区          交付対象者          ・「1 共通事項(6)」による。          ・国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている農業者等（土地所有者等（合法的に使用収益権を持つ者））又は全作業委託等により対象作物の作付けに係る作業を実施してもらっている土地の権利者。（土地所有者（農業経営者））          当該年度に水稻の作付けを行わない水田でなたねを収穫すること。          また、通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。          さらに、なたねが、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。          なお、稲沢基本助成（稲沢・明治・千代田・大里地区）に加算して助成することができるものとする。          交付対象作物          菜の花          開花後、収穫し、菜種を採取し、搾油し、菜種油を活用する事。          助成水田の要件          国が定めた助成水田</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積          実測、土地登記簿等の公的資料との照合等          通常の収穫、通常の肥培管理          現地見回り（確認日：5月1日）水稻の作付けが行われていないこと（確認日：8月1日）、全作業受託等の場合は受委託契約書の写し。          なたねを収穫・搾油したことが確認できる資料・写真等を提出する事。</p>
<p>助成水準          [積算根拠]          (助成額の算定方法)</p>	<p>10a当たり25,000円以内          実施面積 (m<sup>2</sup>) × 25円 (円未満の端数が生じた場合には切捨て)          25,000円 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】          対象となる取組を取りまとめた結果、県協議会からの助成総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。          調整後の助成単価 = 200千円 / 交付申請額 × 25千円</p>



(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん
助成要件	○ 助成対象者 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者(うち品目横断的経営安定対策加入者を除く。) ○ 助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田
確認方法	○ 助成対象者 共通事項の(3)及び(4)東海農政局からの情報(品目横断的経営安定対策未加入の確認)により確認 ○ 助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認
助成水準	水稻作付け10a当たり600円

<p>基準収入及び 当年産収入の算出方法</p>	<p>基準収入の算出方法及び算出額  基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。  各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。  ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収）とする。  米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。）又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。  ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。  なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>当年産収入の算出方法  当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法  (補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が  助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価  助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9」  が補てん単価。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る事が明らかになった場合、次式により単価調整を行う。  調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p>

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん（担い手集積加算）
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 (イ)の助成対象者のうち、担い手集積加算の受給申請者</li> <li>○ 助成対象水田 (イ)の助成対象水田のうち、翌年度又は翌々年度に、品目横断的経営安定対策に加入するものであり、かつ次に掲げるいずれかの者に集積される水田。 運用要領第5の4の(2)の規定により生産確定数量及び作付確定面積の通知を受けた者 運用要領第5の4の(1)のなお書の規定により生産確定数量及び作付確定面積を決定した者</li> </ul>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 営農計画書により確認</li> <li>○ 助成対象水田 農地基本台帳又は作業受委託契約書及び品目横断的経営安定対策加入者登録通知書により確認</li> </ul>
助成水準	水稻作付け10a当たり1,000円
基準収入及び 当年産収入の算出方法	(イ)と同一
補てん単価の算出方法  (補てん額の算出方法)	<p>「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 - (イ)で求めた補てん単価」が、助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 - (イ)で求めた補てん単価」が補てん単価。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
単価調整の方法	<p>本計画において定めた活用額に対して実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報	
		生産数量目標の補正
	5,749	5,749
合計		5,749

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報	
		生産数量目標の補正
	5,749	5,749

